

教育委員会の懲戒処分一覧

(R4. 4. 1～現在)

処分年月日	所属部局 職 位 年 齢	処 分 内 容	処 分 理 由
R6. 6. 11	高校 教頭 55 歳	減給 1/10 1 月	<p>被処分者は、教諭として勤務していた高校の部活動の会計担当者をしていました令和3年度から令和4年度までの間、当該の部においては部費会計の支出に関する規定が存在していなかったことから会計担当者の判断で支出できると考え、休日勤務の手当、休日の大会や練習試合の引率に係る交通費（自校での練習試合を含む）合計190,090円を部費から支出、受領した。</p> <p>なお、この190,090円は全額本人から部費会計に返金されている。</p>
R6. 6. 11	高校 教頭 54 歳	戒告	<p>被処分者は、令和5年4月22日（土）午後3時5分頃、私用で自家用車を運転し、飯山市内を新潟県十日町市方面から中野市方面に向かい走行中、眠気を催し、漫然状態のまま飯山市常盤付近で対向車線にはみ出し、それをよけようとした被害者運転の普通乗用車左側面部に自車左前部を衝突させ、同人に加療約35日間の傷害を負わせた。</p> <p>その後、10月23日（月）に長野簡易裁判所から過失運転致傷の罪で罰金50万円の略式命令を受け、11月2日（木）に納付した。</p>
R6. 6. 11	小学校 教諭 34 歳	戒告	<p>被処分者は、令和5年10月1日（日）午後4時55分頃、学校での仕事を終えて帰宅しようと自家用車を運転中、長野市内の信号機のない交差点で、一時停止後、安全を十分確認しないまま右折して優先道路に進出しようとしたところ、右方道路から直進してきた被害者の自動二輪車と自車右前部とを衝突させて転倒させ、被害者に全治約90日間のけがを負わせた。</p> <p>被処分者は、令和6年1月4日（木）、長野簡易裁判所から自動車運転死傷処罰法（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律）違反・過失運転致傷の罪で罰金30万円の略式命令を受け、納付した。</p>
R6. 6. 11	小学校 教諭 40 歳	戒告	<p>被処分者は、令和5年12月31日（日）午後3時37分頃、私用で自家用車を運転中、千曲市内の信号機のない交差点で、一時停止後、安全を十分確認しないまま右折しようとして、反対方向から直進してきた被害者の自転車に自車右前部を衝突させて転倒させ、被害者に全治約3か月のけがを負わせた。</p> <p>被処分者は、令和6年3月4日（月）、上田簡易裁判所から自動車運転死傷処罰法（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律）違反（過失運転致傷）の罪で罰金30万円の略式命令を受け、納付した。</p>
R6. 3. 26	高校 講師 20 代	免職	被処分者は、令和5年12月から令和6年2月にかけて複数回、校内外において、自校の生徒1名に対し、児童生徒性暴力等を行った。
R6. 3. 26	中学校 教諭 41 歳	免職	<p>被処分者は、盗撮動画を販売して副収入を得ようと考えるに至り、令和5年5月、中信地方の施設内において、更衣中の18歳未満の者を撮影した。</p> <p>被処分者は、令和5年12月1日（金）に長野県迷惑行為等防止条例違反で長野地方裁判所松本支部に起訴された。</p>
R6. 3. 26	中学校 教諭 50 代	免職	被処分者は、令和4年10月から令和5年7月までの間に、自校の生徒1名に対し、一方的に好意を寄せ、気を引こうと、教員としての立場を利用して性的羞恥心を害する言動を執拗に繰り返したことにより、当該生徒に強度の心的ストレスを与えた。
R6. 3. 26	小学校 教諭 55 歳	免職	被処分者は、令和5年12月17日（日）午前6時頃から午後4時頃の間に、自家用車を運転して上田市内のコンビニエンスストア4店舗をめぐり、酒を購入し、その都度店舗等の駐車場に止めた車内

			<p>で飲酒した。午後3時50分頃、コンビニエンスストアの駐車場内で、自車の前部左側を駐車中の普通乗用自動車の前部左側に接触させる物損事故を起こした。その後、警察官による呼気検査を受け、呼気1リットルあたり0.15ミリグラム以上のアルコールが検出された。</p> <p>被処分者は、令和6年2月29日（木）に、長野地方検察庁上田支部から長野地方裁判所上田支部に道路交通法違反（酒気帯び運転）の罪で起訴された。</p>
R6.3.26	小学校 教諭 60歳	戒告	<p>被処分者は、令和5年11月7日（火）午前7時50分頃、通勤のため自家用車を運転していて、公道から校地内に入ろうと、手前から左折のワインカーを出し、安全を確認しながら時速約10kmの速度で左折したところ、歩道を自転車で同方向に走行していた被害者と衝突し、被害者に全治約90日間の傷害を負わせた。</p>
R5.11.21	高校 会計年度 任用職員 44歳	停職 2月	<p>被処分者は、南信地区のコンビニエンスストアにおいて、令和5年8月中旬から9月12日までの間、4回にわたり洋酒、缶ビール等（計9,200円相当）を窃取した。</p>
R5.11.21	小学校 教諭 53歳	戒告	<p>被処分者は、令和5年3月9日（木）午前7時25分頃、通勤のため自家用車を運転中、千曲市内の自宅敷地内から県道に入ろうとして、安全を十分に確認しないまま後退していて、左方道路を走行してきた被害者が運転する自転車に気付かず、自転車の前輪部と自車の左側面後部を衝突させ、被害者を転倒させた。これにより、被害者に全治3か月の傷害を負わせた。</p> <p>被処分者は、同年5月2日付けで上田区検察庁から自動車運転死傷処罰法（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律）違反（過失運転致傷）で起訴され、同年5月15日付けで上田簡易裁判所から同罪により罰金50万円の略式命令を受け、納付した。</p>
R5.11.21	小学校 教諭 32歳	戒告	<p>被処分者は、令和4年3月27日（日）午後4時20分頃、私用で自家用車を運転し、兵庫県宝塚市内の県道を時速30kmで走行していたところ、自転車で歩道上を同方向に向かって直進していた被害者が、右折して信号機のない横断歩道を渡ろうとしたことに気付くのが遅れたため、急ブレーキを踏んだが間に合わず、自転車の右側面部と自車の左前部を衝突させた。これにより、被害者に全治3か月の傷害を負わせた。</p> <p>被処分者は、自動車運転死傷処罰法（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律）の過失運転致傷の疑いで現行犯逮捕、翌日釈放された後、令和4年10月28日付けで、諏訪区検察庁において不起訴処分となった。</p>
R5.9.14	小学校 講師 40代	停職 3月	<p>被処分者は、令和4年9月頃から令和5年7月までの間、校内において、自校の児童1名に対し、情緒の安定に必要との誤った判断により、性的羞恥心を害する言動を複数回行った。</p>
R5.9.14	小学校 教諭 30代	停職 1月	<p>被処分者は、令和4年7月に、管理職から、子どもとの距離感について指導を受けたにも関わらず、令和5年3月まで、校内において、自分に近寄ってこない自校の複数名の児童に対し、意思疎通のために必要と考え、性的羞恥心を害する言動を複数回行った。</p>
R5.9.14	中学校 教諭 45歳	減給1/10 3月	<p>被処分者は、令和5年4月23日（日）夜、学校行事の慰労会の2次会終了後、さらに飲食を重ねようと、帰路についていた同僚女性教職員を追いかけて二人きりになり、相手の意思を無視して、手を引き連れ回した後、複数回抱きしめた。このことにより、女性教職員は心的ストレスによる精神疾患を患った。</p>
R5.7.24	高校 会計年度 任用職員 35歳	停職 1月	<p>被処分者は、日本への入国の際に、2021年1月25日から1年間有効である国際運転免許証の開始年月日を2022年1月25日に書き換えた。入国後、免許の有効期限が切れていることを認識しながら、令和4年1月25日から約1年3ヶ月にわたり、通勤も含めた公務</p>

			等に自動車を使用していたが、令和5年5月10日に物損事故を起こし、無免許運転が発覚した。
R5. 5. 23	高校 教諭 33歳	免職	<p>被処分者は、令和4年11月20日（日）午後7時頃、長野県佐久市内の温泉の男性用脱衣場において、スマートフォンで脱衣中の複数名の動画を撮影した。撮影に気が付いた利用客により従業員へ引き渡され、従業員が警察に連絡した。</p> <p>この行為により、被処分者は令和5年3月27日（月）に長野県迷惑行為等防止条例違反で略式起訴され、4月3日（月）、長野簡易裁判所において、罰金40万円の略式命令が出され、4月13日（木）に納付した。</p>
R5. 5. 23	中学校 講師 40代	免職	<p>被処分者は、令和5年4月3日（月）に北信地区中学校教員に臨時に任用される際、過去に他都道府県において自校生徒へのわいせつ行為により懲戒免職処分を受けていたにも関わらず、職歴等の履歴事項に事実とは異なる記載をした履歴書を長野県教育委員会に提出した。</p>
R5. 3. 23	高校 教諭 60歳	免職	<p>被処分者は、令和5年3月10日（金）、午後9時30分ごろ、須坂市内のスナックに1人で入り、午後11時40分頃までカラオケ等をしながら飲酒した。</p> <p>その後、須坂駅近くの駐車場に停めていた自家用車に乗り出し、長野電鉄線沿いの道路上で後続してきた須坂警察署のパトカーに停止を命ぜられた。警察官による呼気検査の結果、呼気1リットル当たり0.3mgのアルコールが検知された。</p>
R5. 3. 23	高校 会計年度 任用職員 59歳	免職	<p>被処分者は、令和5年1月28日（土）、午後5時頃より友人1名と松本駅前付近で飲食を開始し、午後10時頃まで3件の飲食店で飲酒した。午後11時過ぎに深志神社の駐車場に停めていた自家用車に乗り出し、午後11時30分ごろ、松本市出川地籍の道路上で電柱に衝突する自損事故を起こした。</p> <p>目撃者及び被処分者の通報により現場に到着した警察官による呼気検査の結果、呼気1リットル当たり0.35mgのアルコールが検知された。</p>
R5. 3. 23	高校 教諭 20代	免職	被処分者は、令和4年9月から10月かけて複数回、校外において、自校の生徒1名に対して、わいせつな行為（児童生從性暴力）を行った。
R5. 3. 23	中学校 教諭 20代	免職	被処分者は、令和4年10月に複数回、校内において、自校の生徒1名に対して、わいせつな行為（児童生從性暴力）を行った。
R5. 3. 23	小学校 教頭 60歳	減給 1/10 1月	被処分者は、令和3年9月から、令和4年7月にわたり、同校教諭1名に対して、感情に任せて大きな声を出したり、話を聞こうとせず無視をしたりするなどパワーハラスメント行為を行った。
R5. 3. 23	小学校 校長 57歳	減給 1/10 1月	<p>被処分者は、令和4年9月23日（金）午後2時36分頃、私用で南信地区の自宅から普通乗用自動車を運転し、交差点で赤信号により停車していたが、いまだ赤信号を表示しているにもかかわらず、発進したため、左側から直進してきた乗用車の右前方に衝突した。これにより、被害車両の運転者に、頸椎捻挫による全治1週間の傷害及び、同乗者に腰椎圧迫骨折による全治2か月の傷害を負わせた。</p> <p>被処分者は、令和4年12月27日に伊那区検察庁から過失運転致傷の罪で起訴され、令和5年1月5日付けで、伊那簡易裁判所から同罪により罰金70万円の略式命令を受け、同年1月16日に納付した。</p>
R5. 2. 1	中学校 教諭 57歳	減給 1/10 1月	<p>被処分者は、令和4年7月1日（金）ある男子生徒を指導するため探していたとき、教室入口付近にいた女子生徒が、「あっちに行きました」と同教諭の左腕に触れながら報告した際、痛めていた左肩に異変を感じ、同生徒の左脇腹を殴った。</p> <p>被処分者は、同年12月27日、長野区検察庁により暴行の罪で略</p>

			式起訴された。令和5年1月6日に長野簡易裁判所から、罰金20万円の略式命令を受け、同年1月17日に納付した。
R5.1.16	高校 教諭 51歳	停職 6月	被処分者は、令和4年10月21日(金)、学校の慰労会後に行われた3次会において、居酒屋で同僚の女性教諭と二人きりになった際に、体を触る、キスをする、卑猥な言葉を投げかけるという行為を行った。この行為により被害教諭に恐怖感を抱かせ、精神的苦痛を与えた。
R5.1.16	小学校 教諭 49歳	免職	被処分者は、令和4年8月中旬から9月中旬の間に3回にわたり、SNSの交流サイトで知り合った少女が18歳未満と知りながら、徳島県内のホテルで淫らな行為を行ったとして、令和4年12月5日、警察に逮捕された。同年12月23日、徳島県青少年健全育成条例違反、及び児童ポルノ動画を記録したスマートフォンを所持したとして、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反の罪で、徳島区検察庁から略式起訴された。同日、徳島簡易裁判所により罰金50万円の略式命令を受け、即日納付した。
R4.12.22	高校 教諭 27歳	戒告	被処分者は、令和4年7月26日(火)午前7時45分頃、出勤のため自家用車を運転して国道19号鳥居トンネル内を中津川方面に走行中、助手席の鞆に脇見した際にセンターラインを越えて対向車線に進入し、対向進行してきた大型貨物自動車に衝突した。その衝撃により、大型貨物自動車を被処分者の後続の乗用車に衝突させ、後続車の運転者に全治8週間の傷害を負わせた。 被処分者は、令和4年10月26日(水)に松本区検察庁から過失運転致傷罪により起訴され、令和4年11月7日(月)付けで、松本簡易裁判所から同罪により罰金50万円の略式命令を受け、納付した。
R4.11.17	高校 教諭 64歳	戒告	被処分者は、令和4年9月3日(土)午後、同僚の女性教諭に対し、校内において二人きりになった際、後ろから腰に手を回して抱きついた。その後、校内の別の場所で同教諭を引き寄せて腰に手を回すという行為を行った。これらの行為により、同教諭に不安と不快の念を与えた。
R4.11.17	小学校 教諭 32歳	戒告	被処分者は、令和4年6月23日(木)、通勤で自家用車を運転中、関越自動車道上越線上り東御市滋野付近に設置されている速度自動取締装置により時速63kmの速度超過が検知され、後日警察に出頭した。 被処分者は、令和4年10月3日付けで、佐久簡易裁判所から道路交通法違反による罰金10万円の略式命令を受け、納付した。